

令和8年 3月17日

大阪大学大学院連合小児発達学研究所博士前期課程出願資格審査の方法等の変更について

令和9（2027）年度に実施する令和10（2028）年度入学の博士前期課程入学試験より、出願資格審査の方法等下記のとおり変更しますので、お知らせします。

なお、一般的な出願資格（例えば大学又は専門職大学を卒業又は見込みの者等）については変更ありません。詳細は受験年度の学生募集要項をご確認ください。

記

変更内容：

1. 出願資格審査の方法を「書類審査及び面接実施」から、「書類審査」に変更するもの
2. 出願資格（12）の「大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」の最終学歴・実務経験等の期間の基準を定めるもの

【出願資格】

(12) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和10年3月31日までに22歳に達するもの
※出願資格（12）で「大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」等の基準は、次の左欄の学校の卒業、修了又は退学者で、右欄の期間の実務経験を有する者（見込も含む）とします。審査は最終学歴、出身学校の成績、実務経験の内容を総合的に勘案して行います。

最終学歴別 必要な実務経験等の期間一覧表：

最終学歴	実務経験等の期間（※）
(ア) 修業年限2年の短期大学の卒業生	2年以上
(イ) 修業年限3年の短期大学の卒業生	1年以上
(ウ) 高等専門学校卒業生	2年以上
(エ) 修業年限が2年以上の専修学校の専門課程の卒業生	大学卒業までの修業年数(16年)から専門課程を置く専修学校の修了までの修業年限を控除した期間以上
(オ) 外国の大学の日本校、外国人学校、専修学校(専門課程を除く)、各種学校その他国内外の教育施設の卒業生又は修了者	大学卒業までの修業年数(16年)から最終学校卒業又は修了までの修業年数(入学資格を同一とする学校を複数卒業又は修了している場合は、修業年限の最長のもののみ採用)を控除した期間以上

(カ) 上記の (ア) から (オ) までに掲げる学校の退学者	大学卒業までの修業年数 (16 年) から、当該退学した学校の退学時までの修業年数を控除した期間以上。ただし、退学時までの標準履修単位数を修得していない場合は、修得単位数の相当年数を換算して修業した年数とします。
---------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(※) 実務経験等の期間とは、以下の (1) ～ (5) の期間を合算したものをいいます。

- (1) 大学又は短期大学において、研究生として在学した期間
- (2) 短期大学及び高等専門学校に置かれた専攻科等に在学した期間
- (3) 大学・短期大学、官公庁、研究所、会社等の教育又は研究開発部門に教育職又は研究職として研究に従事した期間
- (4) 病院等における臨床実務に従事した期間
- (5) 前各号に定める以外の期間については、当該期間毎に審査します、

【出願資格審査】

出願資格審査における合格者の決定は、書類審査により行います。

以上

【問い合わせ先】

大阪大学大学院医学系研究科総務課
 連合小児発達学研究科担当
 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2 - 2
 E-mail : office@ugscd.osaka-u.ac.jp